

行政財産目的外使用許可書

横浜市交事開指令第〇号

平成〇年〇月〇日

横浜市〇〇区〇〇町〇ー〇
株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 様

横浜市交通事業管理者
交通局長 〇〇 〇〇

平成〇年〇月〇日に申請のありました行政財産の用途又は目的外の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、次の条件を付して許可します。

1 使用を許可する物件

- (1) 名称 〇〇駅 〇〇
(2) 所在地番 横浜市〇〇区〇〇〇ー〇

2 用途指定

使用を許可された者は、1の物件を「〇〇〇〇〇」の用に供しなければならない。

3 使用許可期間、場所及び面積

使用許可期間	平成〇年〇月〇日から〇日まで（合計〇日） 各日とも〇時〇分から〇時〇分まで
使用許可場所	図面省略
使用許可面積	〇平方メートル

4 使用料及び納付方法

(1) 使用料

〇〇〇〇〇円（税込）

<内訳>

- ア 駅構内使用料 〇〇〇円×〇日×〇＝〇〇〇〇〇円（税込）
イ 電気使用料 〇〇〇円×〇日×〇＝〇〇〇〇〇円（税込）
ウ 倉庫使用料 〇〇〇円×〇日×〇＝〇〇〇〇〇円（税込）

(2) 納付方法

使用を許可された者は、当局が発行する納入通知書により当局の指定する期日までに使用料を納付しなければならない。

5 延滞金

指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日まで、延滞金として年率14.6%の割合で計算した金額を支払わなければならない。

6 使用料の改定

経済情勢の変動、その他の事情により特に必要があると認める場合には、当局は使用料を改定することができる。

7 経費の負担等

使用を許可された者は、使用を許可された物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、当該使用を許可された物件に付帯する電気料、電話料等の光熱水費等を負担しなければならない。

8 使用上の制限等

- (1) 当局が使用を許可した物件は、**地方自治法第 238 条の 4 第 7 項**に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は常に善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
- (2) 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を 2 に指定した用途以外の用途に供してはならない。
- (3) 使用を許可された者は、使用を許可された物件について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を受けなければならない。

9 転貸等の禁止

使用を許可された者は、使用を許可された物件を転貸し、又は担保に供してはならない。

10 使用許可の取消又は変更

当局は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消又は変更をすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違反したとき
- (2) 当局において使用を許可した物件を必要とするとき
- (3) 使用を許可された者が、**横浜市交通局公有財産規程（平成 14 年 10 月交通局規程第 9 号）第 8 条の 2 第 1 号または第 2 号**に該当する者であることが判明したとき

11 原状回復

- (1) 当局が使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、当局の指定する期日までに使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、当局が特に承認したときは、この限りでない。
- (2) 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、当局は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、使用を許可された者は何らの異議を申し立てることができない。

12 損害賠償

- (1) 使用を許可された者は、その責めに帰する理由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- (2) 使用を許可された者は、使用を許可した期間が満了したときは、又は当局が使用許可を取り消したときにおいて、当局が指定する期日までに使用を許可された財産を返還しないときは、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間に応ずる使用料の額（使用料を減免されている場合には、当局の基準により算定した使用料の額）の 3 倍に相当する金額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、この許可書に定める義務を履行しないため当局に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

13 有益費等の請求権の放棄

当局により使用許可の取消が行われた場合において、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用を請求しないものとする。

14 実地調査等

当局において必要があるときは、使用を許可した物件について随時に実地調査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

15 疑義の決定

この条件に関し疑義のあるとき、その他使用を許可された物件について疑義を生じたときは、全て当局により決定するものとする。

16 不服申立ての教示

この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に横浜市交通事業管理者に異議の申立てをすることができる。

17 その他

- (1) 当局が使用を許可した物件が、使用を許可された者の行為に起因するものにより、工事又は改修等の必要があると当局が判断した場合は、それらに要する費用等は使用を許可された者の負担とする。
- (2) 当局が行う工事又は改修等で、使用を許可された者の物件が工事施工上支障になると当局が判断した場合は、その物件を速やかに移設又は一時撤去等をするものとし、移設又はそれらに要する費用等は、使用を許可された者の負担とする。
- (3) 使用を許可された者が設置・保守・撤去等に係る工事を行う際には、当局の指示に基づき、必要な事前の届出を当局に対して行うものとする。

みほん

【参考】 許可書中の根拠法令、 規程を添付いたします。

地方自治法【抜粋】（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。

6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。

9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

横浜市交通局公有財産規程（平成 14 年 10 月交通局規程第 9 号）

（使用者の決定）

第 8 条の 2 管理者は、使用許可を受けようとする者が、次のいずれかに該当するときは、その決定をしてはならない。

（1）神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、次に掲げる者であることが判明したとき。

ア 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

（2）前号のほか、使用許可を受けようとする者が、当該使用許可に当たって定めた条件を遵守できる資力、信用、技能等にかかる条件を満たしていないと認められるとき。